

第 4887 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月 8日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産の判定

Q：今年の3月から国外財産調書を出さなければならないそうですが、国外財産かどうかはどのように判定するのですか？

A：次のように判定します。

【解説】

年末時点で5千万円を超える国外財産を保有する居住者は、翌年3月15日までに国外財産調書を提出しなければならなくなりました。

財産が、国外財産に該当するかどうかは、基本的に相続税法の規定により判定しますが、相続税法に規定する社債、株式等の有価証券等のうち一定のものについては、国外送金等調書令の規定により判定します。

また、相続税法に規定する財産以外の財産で、次のものについては、それぞれ次により所在を判定します。

- ① 預託金又は委託証拠金その他の保証金
受け入れをした営業所、事業所の所在
- ② 抵当証券又はオプションを表示する証券
発行者の本店又は主たる事務所の所在
- ③ 組合契約等に基づく出資
契約に基づく事業を行う主たる事務所等の所在
- ④ 信託に関する権利
信託の引き受けをした営業所、事務所等の所在
- ⑤ 上記以外の財産
財産を有する方の住所の所在

